

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 | Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 |
| Ⅲ－２ 財務の健全性等 | Ⅲ－２ 財務の健全性等 |
| Ⅲ－２－１ 自己資本の充実 | Ⅲ－２－１ 自己資本の充実 |
| Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価 | Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価 |
| (１)～(３) (略) | (１)～(３) (略) |
| <p>(４) 国際統一基準行については、バーゼル合意を踏まえて、告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、告示に指定された G-SIBs 又は告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号若しくは持株自己資本比率告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号の規定に基づき指定された銀行等（以下「告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバ</p> | <p>(４) 国際統一基準行については、バーゼル合意を踏まえて、告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、告示に指定された G-SIBs 又は告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号若しくは持株自己資本比率告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号の規定に基づき指定された銀行等（以下「告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバ</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p> <u>ッファーであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。以下この（４）において同じ。）の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。告示第２条の２第４項第１号又は持株自己資本比率告示第２条の２第４項第１号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファ－比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファ－比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から１年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファ－比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。【新規制導入先（令和４年金融庁告示第 22 号及び第 23 号により自己資本比率を算出する金融機関をいう。以下同じ。）に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。】</u> </p> <p> G-SIBs バッファ－、D-SIBs バッファ－とは、それぞれ、告示に指定された G-SIBs、告示に指定された D-SIBs に対し、当該銀行等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、こ </p> | <p> <u>ッファーであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。告示第２条の２第４項第１号又は持株自己資本比率告示第２条の２第４項第１号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファ－比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファ－比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファ－比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から１年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファ－比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</u> </p> <p> G-SIBs バッファ－、D-SIBs バッファ－とは、それぞれ、告示に指定された G-SIBs、告示に指定された D-SIBs に対し、当該銀行等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、こ </p> |

改正案

これらのバッファー水準は、システム上の重要性を勘案した上で告示に定める。国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等をD-SIBsに選定し、うち銀行及び持株会社については告示又は持株自己資本比率告示で指定する。なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

| 評価基準 | 評価指標 | ウェイト |
|------|------|------|
| (略) | | |

(5) (略)

Ⅲ-2-1-2 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性

Ⅲ-2-1-2-2 留意事項

(1)～(2-2) (略)

現行

これらのバッファー水準は、システム上の重要性を勘案した上で告示に定める。国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等をD-SIBsに選定し、うち銀行及び持株会社については告示又は持株自己資本比率告示で指定する。なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

| 評価基準 | 評価指標 | ウェイト |
|------|------|------|
| (略) | | |

(5) (略)

Ⅲ-2-1-2 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性

Ⅲ-2-1-2-2 留意事項

(1)～(2-2) (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(3) リスクアセットの計算方法</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表第3、Ⅱ-2-(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた、円投別枠ポジション等については、<u>今後も除いてよい。【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】</u> <p>(4)・(5) (略)</p> | <p>(3) リスクアセットの計算方法</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表第3、Ⅱ-2-(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた、円投別枠ポジション等については、<u>今後も除いてよい。</u> <p>(4)・(5) (略)</p> |
| <p>Ⅲ-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する<u>内部管理等</u></p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示第10条第2項第2号に規定する特定取引等であり、施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引がその主たる内容となる。特定取引は、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引(注)を排除するとともに、適用対象取</p> | <p>Ⅲ-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する<u>内部管理等(19年3月期より適用)</u></p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示第10条第2項第2号に規定する特定取引等であり、施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引がその主たる内容となる。特定取引は、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引(注)を排除するとともに、適用対象取</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について<u>確認するものとする。【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>(1) 特定取引勘定の対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化するとともに、当該勘定を当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により<u>確認されているか。【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>(2) 特定取引等が特定取引勘定以外の勘定において行われている場合には、当該取引について、上記と同様の<u>管理がなされているか。【新規制導入先は除く。】</u></p> <p><u>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示に定めるところにより銀行がその保有する商品をトレーディング勘定へ分類した商品がその主たる内容となる。当該トレーディング勘定へ分類した商品に含まれる取引は、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対</u></p> | <p>引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について<u>確認するものとする。</u></p> <p>(1) 特定取引勘定の対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化するとともに、当該勘定を当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により<u>確認されているか。</u></p> <p>(2) 特定取引等が特定取引勘定以外の勘定において行われている場合には、当該取引について、上記と同様の<u>管理がなされているか。</u></p> <p>(新設)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。【新規制導入先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を、文書により明確化するとともに、当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により確認されているか。【新規制導入先】</u> <p>（注）「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀行監督委員会）では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている（パラグラフ271）。</p> <p>Ⅲ－3－2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－3－2－4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－3－2－4－4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> | <p>（新設）</p> <p>（注）「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀行監督委員会）では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている（パラグラフ271）。</p> <p>Ⅲ－3－2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－3－2－4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－3－2－4－4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(1) 定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」【<u>新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示（令和4年金融庁告示第24号をいう。以下同じ。）を参照すること。</u>】</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」のうち、「リスク管理の方針及び手続の概要」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制【<u>新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>⑨ 「<u>株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。</u>】</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(2) 定性的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> | <p>(1) 定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」のうち、「リスク管理の方針及び手続の概要」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</p> <p>⑨ 「<u>出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(2) 定性的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>イ (略)</p> <p>ロ.「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。<u>【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等 ・ <u>派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引</u>について法的に有効な<u>相対ネットィング契約</u>を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、<u>範囲等</u> <u>【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。】</u> ・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要 ・ 主要な担保の種類 ・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明 ・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報 | <p>イ (略)</p> <p>ロ.「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等 ・ <u>派生商品取引及びレポ形式の取引</u>について法的に有効な<u>相対ネットィング契約</u>を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、<u>範囲等</u> ・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要 ・ 主要な担保の種類 ・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明 ・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」について <u>【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】</u> イ～ハ (略)</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。<u>【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】</u></p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 定量的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について イ (略)</p> <p>ロ.「内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。<u>【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。】</u></p> <p>② 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について イ～ニ (略)</p> | <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」について イ～ハ (略)</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 定量的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について イ (略)</p> <p>ロ.「内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。</p> <p>② 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について イ～ニ (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>ホ.「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>へ～チ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第2号から第4号まで及び第6号、第2項並びに第3項第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四</p> | <p>ホ.「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。</u></p> <p>へ～チ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第2号から第4号まで及び第6号、第2項並びに第3項第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。開示告示第 6 条及び第 9 条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第 8 号第二面及び第三面に基ついて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(別紙 1)</p> <p>監督上の検証プロセスに関するガイダンス (バーゼル銀行監督委員会公表)</p> <p>1. ~21. (略)</p> <p>22. <u>バーゼルⅢ：金融危機後の改革最終化</u></p> <p>23. <u>最終規則文書 マーケット・リスクの最低所要自己資本</u></p> | <p>書又は同法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。開示告示第 6 条及び第 9 条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第 8 号第二面から第四面に基ついて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(別紙 1)</p> <p>監督上の検証プロセスに関するガイダンス (バーゼル銀行監督委員会公表)</p> <p>1. ~21. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |